平成２５年 5月２４日

各　　位

会 社 名　東 急 建 設 株 式 会 社
代表者名　取 締 役 社 長　　飯 塚 恒 生
（コード番号 １７２０ 東証第１部）
問合せ先　管理本部　総務部長　星川知人
（TEL.　０３－５４６６－５０２１）

単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成２５年５月２４日開催の取締役会におきまして、単元株式数の変更および定款一部変更を平成２５年６月２５日開催予定の第１０回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．単元株式数の変更について

（１）変更の理由

全国証券取引所が公表しました、平成１９年１１月２７日付け「売買単位の集約に向けた行動計画」および平成２４年1月１９日付け「売買単位の１００ 株と１０００ 株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社単元株式数を変更するものです。

（２）変更の内容

単元株式数を１０株から１００株に変更（増加）いたします。これに伴う株式分割は実施いたしません。平成２５年３月３１日現在の単元未満株主様は３，４９１名（全株主の７．８％）、そのご所有株式数は１２，３６７株（発行済株式総数の０．０％）でありますが、単元株式数を１００株に変更（増加）することにより、単元未満株主様は２０，２６５名（全株主の４５．２％）、そのご所有株式数は５３８，３４９株（発行済株式総数の０．５％）となります。

当社のように、単元株式数を変更（増加）する場合、株式分割を伴って実施する事例がありますが、当社が、株式分割を行わないとした理由は以下のとおりであります。

当社は、平成１８年に、安定配当実現に向けた資本政策≪株主資本バリューアップ・プラン≫の一環として、発行済株式数の適正化を目的に、１０株を１株にする株式併合を行っておりますが、仮に単元株式数の変更（増加）と同時に当社株式を１株につき１０株の割合をもって分割する株式分割を実施した場合、発行済株式数が、同業同規模の会社との比較において、再び非常に多い状態となることや、発行済株式数が１０倍となることで、株式分割後の想定株価は理論上１０分の１となり、当社の企業イメージが大きく損なわれるおそれがあることなどから、単元未満株主様が増加することになりますが、株式分割を実施しないことが適当であると考えました。

なお、単元未満株式は、取引所市場において売買はできませんが、当社には、単元未満株式をご所有の株主様向けに、単元未満株式の買増制度および買取制度がございます。詳しくは後記３．をご参照ください。

（３）変更予定日

平成２５年１０月１日（火曜日）

（４）変更の条件

平成２５年６月２５日開催の当社第１０回定時株主総会において、定款一部変更に関する議案が承認可決することを条件といたします。

２．定款一部変更について

（１） 変更の理由

前記１．の単元株式数の変更に伴うものです。

（２）変更の内容

現　行　定　款	変　　更　　案
（単元株式数） 第８条 当会社の単元株式数は、１０株とする。	（単元株式数） 第８条 当会社の単元株式数は、１００株とする。
（新　　設）	附　則 第８条の変更は、平成２５年１０月１日に、効力を発生する。なお、本附則は、当該変更の効力発生日の経過後、これを削除する。

（３）変更予定日

平成２５年１０月１日（火曜日）

３．単元未満株式の取扱いについて

単元株式数の変更に伴い、１００株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式をご所有の株主様は、取引所市場でご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用いただくことができます。

（１）単元未満株式の買増制度

株主様がご所有する単元未満株式とあわせて１単元（１００ 株）となるよう、当社に対し、当社株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

（２）単元未満株式の買取制度

会社法第１９２条第１項の規定に基づき、当社に対し、株主様がご所有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（３）お問い合わせ先

単元未満株式の買増制度および買取制度ご利用に関するお手続き方法につきましては、単元未満株式を証券会社等でご所有の株主様は、その証券会社等へ、特別口座でご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

以　上